

秋田県就活情報サイト「KocchAke!」企業会員利用規約

(目的)

第1条

秋田県就活情報サイト「KocchAke!」企業会員利用規約（以下、「本規約」という。）は、秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課（以下、「事務局」という。）が所管する「秋田県就活情報サイト「KocchAke!」」（以下、「本サイト」という。）の後記「企業会員」に関して、必要な手続きや遵守事項等の基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条

本規約において使用する用語は、次の各号のとおりとする。

- 一 「企業会員」とは、新卒予定者（大学院/大学/短期大学/高等専門学校/専門学校）又は高等学校卒業予定者の正規雇用採用を希望する法人、団体又は個人で、かつ、本規約第4条の規定に基づき、会員登録を承認された者をいう。
- 二 「掲載情報」とは、「企業会員」が自社の責任において、本サイトに公開している情報をいう。
- 三 「事務局長」とは、「秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課長」をいう。

(会員登録手続き)

第3条

本サイトの企業会員の登録を希望する者は、本サイト上の新規会員登録申請フォームから申請を行う。なお、上記フォームに申請を行った時点で、本規約に同意したものとみなす。

- 一 事務局長は、会員登録を希望する企業から登録申請を受けたとき、会員登録可否について、本規約第4条の規定に基づき、審査を行う。
- 二 前号の審査の結果は、メール又は架電により通知する。

(企業会員の基準)

第4条

事務局長は、会員登録申請を行った者が次の各号のいずれかに該当する場合、会員登録を不承認とする。

- 一 事務局に提出された登録情報の全部又は一部について虚偽、誤記、又は記載漏れがあった者
- 二 秋田県内に本社、支店又は事務所がない者

- 三 主たる勤務地を秋田県内に定めて雇用する雇用形態がない者
- 四 正規雇用採用を予定していない者
- 五 掲載情報内の採用情報において、有期雇用契約派遣の掲載のみを予定している者
- 六 事務局から登録内容等の確認の連絡に3か月間応じない者
- 七 国税及び地方税に滞納がある者
- 八 秋田県暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係であると事務局が判断した者
- 九 破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申し立てがなされている者
- 十 労働関係法令を遵守していない者
- 十一 以下のサービス業に該当する者
 - イ 風俗営業、性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和23年法律第122号）により規制の対象となる者
 - ロ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれる者）場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類8096に含まれる者）
 - ハ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれる者）
 - ニ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものは除く。）
 - ホ 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれる者）
 - ヘ 宗教（中分類94に含まれる者）
 - ト 政治団体（細分類934に含まれる者）
- 十二 前各号のほか、本サイトの掲載を認めることが相当でないと事務局が判断した者

（退会）

第5条

企業会員は、随時、「秋田県就活情報サイト「KocchAke!」退会届出書」を事務局に提出し、会員から退会することができる。

（掲載情報の公開停止及び欠格事由）

第6条

事務局長は、企業会員が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、掲載情報の公開停止及び企業会員の除名を行う。

- 一 本規約に違反した場合
- 二 手段の如何を問わず、本サイトの運営を妨害した場合
- 三 秋田県内に支店又は事務所等がなくなった場合
- 四 主たる勤務地を秋田県内に定めて雇用する雇用形態がなくなった場合
- 五 正規社員の雇用を予定しなくなった場合

- 六 掲載情報中の採用情報にて有期雇用派遣契約の掲載のみを行っている場合
- 七 監督官庁より営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- 八 国税及び地方税の滞納処分を受けた場合
- 九 秋田県暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係であることが判明した場合
- 十 破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申し立てがなされている場合
- 十一 解散、会社分割、事業の全部又は重要な一部の譲渡を行う場合
- 十二 合併により消滅する場合
- 十三 労働関係法令を含む法令に著しく違反した場合
- 十四 以下のサービス業を開始した場合
 - イ 風俗営業、性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和23年法律第122号）により規制の対象となるもの
 - ロ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの）
 - ハ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの）
 - ニ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものは除く。）
 - ホ 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの）
 - ヘ 宗教（中分類94に含まれるもの）
 - ト 政治団体（細分類934に含まれるもの）

2 事務局は、前項により会員企業に損害が発生した場合でも一切の責任を負わない。

（掲載情報の更新）

第7条

会員企業は、最新かつ正確な情報の掲載に努める。

（掲載情報の責任）

第8条

会員企業は、本サイトに自ら登録した情報において一切の責任を負う。また、事務局は、掲載情報の不備・齟齬により発生した事項について一切責任を負わない。

（掲載情報の変更・移転・削除等）

第9条

事務局長は、緊急の必要があると認められるとき又は会員企業の掲載情報が著しく不適当であると認められるときは、企業会員の承諾を得ずに掲載情報の変更・移転・削除等を行う。

(会員情報の管理)

第10条

会員企業は、Email(ID)及びパスワードが第三者に漏洩又は利用されている疑いのある場合は、事務局へ連絡するとともに事務局の指示に従う。この場合、事務局は、当該会員企業のアカウントを不正アカウントとして利用停止する。

- 2 会員企業は、Email(ID)及びパスワードの盗難、紛失、不正使用、第三者による無断使用等によって生じた損害に関する一切の責任を負う。
- 3 事務局は、前項に関して生じた損害について一切の責任を負わない。

(個人情報)

第11条

個人情報の取扱いは、下記 URL 先プライバシーポリシーのとおりとし、会員企業は同プライバシーポリシーに従うことを承諾したものとみなす。

<https://kocchake.com/pages/privacy-policy>

(秘密保持)

第12条

秋田県及び会員企業は、本サイトで知りえた秘密情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、登録者の事前の許可なく、本サイトに係る採用活動の目的以外の使用や、第三者への譲渡等の処分を行わないものとする。

- 一 当該秘密情報が事務局及び会員企業に開示された時点で既に公知となっていた場合
- 二 事務局及び会員企業に開示後、事務局及び会員企業の責によらず公知になった場合
- 三 事務局又は会員企業が第三者から適法に開示された場合
- 四 事務局又は会員企業が当該秘密情報につき公的機関から開示を求められた場合
- 五 事務局又は会員企業が業務遂行上の必要性から、弁護士、公認会計士その他の法律上守秘義務を負う専門家に当該情報を開示する必要がある場合

(禁止行為)

第13条

会員企業は本サイトにおいて、次の各号に定める行為又はその恐れのある行為を行ってはならない。

- 一 本規約の定めに違反する行為
- 二 虚偽の情報を提供又は登録する行為
- 三 県又は第三者に不利益を与える行為、誹謗・中傷・苦情・差別発言等の不適切な行為、又は名誉、信用を損なう行為
- 四 犯罪に結びつく行為

- 五 法令又は公序良俗に反する行為
 - 六 本サイトを利用した営業活動、営利を目的とする情報提供行為
 - 七 本サイト又は県のその他の行政運営を妨げる行為
 - 八 本サイトの信用を毀損するような行為
 - 九 本サイト又は県のその他の行政運営の範囲を超える要望を繰り返し行う行為
 - 十 その他、客観的、合理的事由により管理者が不適切と判断する行為
- 2 事務局は、前号に定める行為を行った会員企業に対して、本サイトの利用を停止する権利を有する。

(同意事項)

第14条

会員企業は、本規約の他の条項に定めるもののほか、次の各号の事項についてあらかじめ同意したものとみなす。

- 一 事務局が電子メール、郵便、電話等の手段を用いて連絡すること。
- 二 会員企業の採用傾向等、本サイトを利用することから判明する情報を本サイトの品質向上等のために利用すること。
- 三 事務局が、本サイトの提供に際して、その一部又はすべてを県と契約する第三者に業務委託すること。
- 四 事務局が、会員企業及びサイト利用者の利便性改善、バグ修正等を目的として、会員企業に対して事前に通知することなく、本サイトのシステム仕様等を変更すること。

(損害賠償)

第15条

会員企業は、本規約の定め違反して県又は第三者に直接かつ現実的に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。

(利用料金)

第16条

本サイトにかかる利用料金は無料とする。ただし、本サイトを利用するためのネットワーク通信料や本サイトを通じて申し込むイベントに参加するための交通費、人件費、その他経費については、特段の定めがない場合、会員企業の負担とする。

(規約の制定と改定)

第17条

本規約の各条項は、必要であると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとする。

- 2 本規約の制定及び変更については、本サイトに公示した時点から効力を発するものとする。
- 3 会員企業が本規約の制定後に、本サイトを利用することにより、本規約に同意したものとみなす。
- 4 会員企業が本規約の変更後に、本サイトを利用することにより、本規約の変更に承諾したものとみなす。

(意見陳述)

第18条

本規約第4条で定める会員登録の不承認並びに第6条で定める掲載情報の公開停止及び企業会員からの除名に際して、事務局長は、当該対象となる者に対し、弁明の機会を付与するものとする。

- 2 前項の弁明の機会の付与については、行政手続法第三章第三節（弁明の機会の付与）の規定を準用する。

(協議事項)

第19条

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じたときは、両当事者間で誠実に協議のうえ、これを解決するものとする。

(準拠法)

第20条

本規約の準拠法は日本法とし、本サイト又は本規約に関して生じる一切の紛争については、秋田地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

附則

この規約は、令和7年6月1日から施行する。